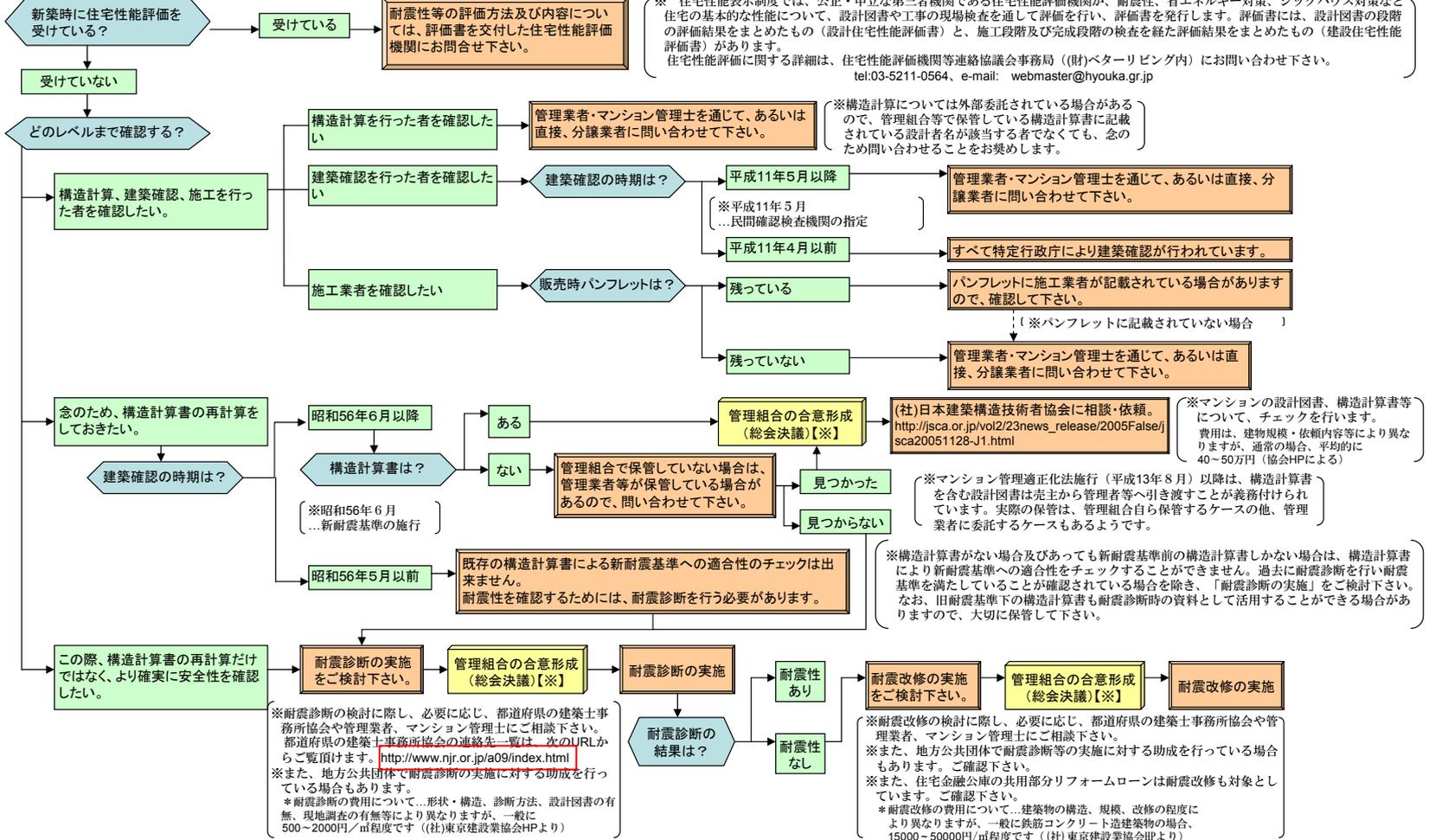


ご自分のマンションの耐震性を確認したいマンション管理組合の皆様へ

(財)マンション管理センター
(社)高層住宅管理業協会
マンション管理士団体連絡会

※住宅性能表示制度では、公正・中立な第三者機関である住宅性能評価機関が、耐震性、省エネルギー対策、シックハウス対策など住宅の基本的な性能について、設計図書や工事の現場検査を通して評価を行い、評価書を発行します。評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめたもの(設計住宅性能評価書)と、施工段階及び完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの(建設住宅性能評価書)があります。
住宅性能評価に関する詳細は、住宅性能評価機関等連絡協議会事務局((財)ベターリビング内)にお問い合わせ下さい。
tel:03-5211-0564、e-mail: webmaster@hyouka.gr.jp



【※】管理組合の合意形成(総会議決)について... 構造計算書の再計算、耐震診断・耐震改修の実施などマンションの共用部分の管理に関する事で支出を伴うものについては、一般的には、管理組合の総会議決を要します。一般的な総会議決手続きは、理事会で議案を作成の上、管理者(通常、管理組合の理事長)が招集し、出席組合員(書面・代理人によるものを含む)の過半数で議決されます。(このほか、管理者が招集しない場合には、組合員総数の5分の1以上及び議決権総数の5分の1以上の同意があれば、開催することが可能です)

マンション居住者の不安解消のため、こうした手続きをはじめ管理組合のサポートは、国土交通省の登録を受けたマンション管理業者やマンション管理士が行います。まずは、委託先の管理業者、あるいはマンション管理士にご相談下さい(※)。また、一般的なご相談はマンション管理センターでも承っております。

(※)マンション管理士をお探しになる場合は、マンション管理士団体連絡会にご相談下さい((財)マンション管理センター内 tel:(03)3222-1624 fax:(03)3222-1520 e-mail kanrishi-renrakukai@mankan.or.jp) ※電話は12月5日から、メールは12月6日から使用可能です